

いもかりんとうの認証基準

第1 適用の範囲

この基準は、鹿児島県内で製造され、県産品として販売されているいもかりんとうに適用する。

第2 定義

この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、右欄に掲げるとおりとする。

用語	定義
いもかりんとう	さつまいもを千切りし、これを食用植物油脂で揚げた後に砂糖又は黒砂糖等の糖類を付着させ乾燥させたものをいう。

第3 使用原材料

使用するさつまいもは、鹿児島県内で生産されたさつまいもであること。

第4 品質及び品質表示基準

いもかりんとうの品質及び品質表示の基準は、次のとおりとする。

区分		基準
品	原料さつまいも	鹿児島県内で生産されたものであること。
	原料さつまいも以外の原材料	糖類（砂糖、黒砂糖、グラニュー糖等）、食用植物油脂
	食品添加物	使用していないこと。
質	性状	1 形状が良好であること。 2 香味が良好で、異味異臭がないこと。 3 食感が良好であること。
	異物	混入していないこと。
	内容量	表示重量に適合していること。
表示	表示事項	食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の規定に従って表示すること。
	特別表示事項及びその表示の方法	1 「鹿児島県産のさつまいもを使用」等容器又は包装の見やすい箇所に表示すること。 2 特別表示事項は、一括表示とは別に表示すること。 ※ 一括表示中の原料原産地表示において、鹿児島県産さつまいもを使用していることが明記されている場合は、この限りではない。

第5 品質管理

- 1 食品衛生法に基づいて、適切な製造管理がなされていること。
- 2 製造管理責任者が設置されていること。